

## 生涯学習・地域づくりコーディネーター設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生涯学習・地域づくりコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）の設置に対し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、コーディネーターとは、生涯学習又は学びを通じた地域づくりに向けて課題解決に取り組む多様な主体に対し、専門的な立場から指導及び助言を行うことにより、主体相互間の連携を促進し、課題解決に資する活動を行う者をいう。

### (選任)

第3条 コーディネーターは、生涯学習及び地域づくりに関する高度の専門的な知識及び経験または優れた識見を有する者のうちから、市長が選任する。

### (解任)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コーディネーターを解任することができる。

- (1) コーディネーターにより辞任の申出があったとき。
- (2) 市長がコーディネーターを解任すべき理由があると認めたとき。

### (活動内容)

第5条 コーディネーターの活動内容は以下のとおりとする。

- (1) 地域におけるワークショップ等の実践を通じた多様な主体とのネットワークづくり
- (2) 大学生と地域との連携に資する仕組みづくり
- (3) 地域づくりに向けて地域の多様な主体が集まる会議への出席
- (4) 公民館地域学習推進委員会の会議への出席、講座企画運営に関する指導及び助言等
- (5) 西宮市生涯学習審議会への出席及び各種研修会の企画運営への指導及び助言
- (6) 市の生涯学習及び地域づくりに関する事業に係る庁内連携や研修の実施など、行政の課題解決に向けた指導及び助言等
- (7) 地域活動を行う団体・NPO 法人等と行政の連携についての指導及び助言等
- (8) その他、市長が必要と認める事務

### (利用申請・報告)

第6条 産業文化局生涯学習部以外の部局がコーディネーターの指導・助言を受ける場合には、生涯学習企画課長に対し、以下の申請及び報告書を提出する。

(1)生涯学習・地域づくりコーディネーター利用申請書（様式第1号）

(2)生涯学習・地域づくりコーディネーター利用報告書（様式第2号）

（活動時間及び謝金）

第7条 コーディネーターの活動時間は、原則として月に12回、1日につき5時間程度とし、活動日は生涯学習企画課で調整の上決定する。

2 市長は、コーディネーターに対し、1回あたり11,137円の謝金を支払うものとする。また、コーディネーターには、西宮市職員等の旅費に関する条例（昭和34年4月1日西宮市条例第14号）に定めるところにより算定した相当額を、謝金に含めて支給することができるものとする。

3 一日の出務時間が5時間を超える場合または下回る場合は、別表のとおり支払うものとする。なお、一日の出務時間のうち、30分以上については切り上げるものとする。

（活動報告）

第8条 コーディネーターは、活動に際しては活動報告書（様式第3号）を作成し、生涯学習企画課長へ報告するものとする。

（守秘義務）

第9条 コーディネーターは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 コーディネーターに関し、必要な事務は、産業文化局生涯学習部生涯学習企画課が処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの配置に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日より実施する。

(別表)

1 時間の場合	2, 2 2 7 円
2 時間の場合	4, 4 5 4 円
3 時間の場合	6, 6 8 2 円
4 時間の場合	8, 9 0 9 円
5 時間の場合	1 1, 1 3 7 円
6 時間の場合	1 3, 3 6 4 円
7 時間の場合	1 5, 5 9 1 円

(様式第1号)

令和 年 月 日

生涯学習企画課長様

課長

生涯学習・地域づくりコーディネーターの利用申請について

記

相談日時	
相談所属課	
施策・事業名等	
相談・業務内容	
備考	

担当者名

電話番号

(様式第2号)

令和 年 月 日

生涯学習企画課長様

課長

生涯学習・地域づくりコーディネーターの利用報告について（令和 年 月）

西宮市生涯学習・地域づくりコーディネーター設置要綱に基づき、下記のとおり  
利用状況を報告します。

記

相談日時	
相談所属課	
施策・事業名等	
相談・業務内容	
備考	

担当者名

電話番号

(様式第3号)

令和 年 月 日

生涯学習企画課長様

コーディネーター \_\_\_\_\_

生涯学習・地域づくりコーディネーターの活動報告について

西宮市生涯学習・地域づくりコーディネーター設置要綱に基づき、下記のとおり活動を報告します。

記

活動日時	令和 年 月 日 ( )
活動時間	時 分 ~ 時 分
活動内容	
備考	